

世田谷区公報

目次

条 例

○世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例(28)……………2

規 則

○世田谷区公文書管理規則の一部を改正する規則(59)……………2

○世田谷区立区民会館条例施行規則の一部を改正する規則(60)……………2

○世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(61)……………2

○世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則(62)……………2

○世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則(63)……………2

訓 令 甲

○世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正(23)……………2

○世田谷区職員服務規程の一部改正(24)……………3

告 示

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(313)……………3

○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(314)……………3

○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(315)……………3

○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(316)……………3

○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(317)……………3

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(318)……………3

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(319)……………3

○地方自治法に基づく指定納付受託者の指定の告示(320)……………3

○地方自治法に基づく指定納付受託者の指定の告示(321)……………3

○会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示(322)……………3

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(323)……………3

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(324)……………4

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(325)……………4

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(326)……………4

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更

及び供用開始の告示(327)……………4

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(328)……………4

○令和6年第1回世田谷区議会臨時会招集の告示(329)……………4

○建築基準法に基づく指定道路の廃止の告示(330)……………4

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(331)……………4

○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(332)……………5

○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示(333)……………5

○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(334)……………5

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(335)……………5

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(336)……………5

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(337)……………5

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(338)……………5

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(339)……………5

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(340)……………5

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(341)……………5

○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(342)……………5

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(343)……………6

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(344)……………6

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(345)……………6

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(346)……………6

○地方自治法に基づく世田谷区民会館オープニングイベントにおけるチケット料金の収納事務委託の告示(347)……………6

○地方自治法に基づく世田谷区民会館オープニングイベントにおけるチケット料金の収納事務委託の告示(348)……………6

○地方自治法に基づく指定納付受託者の指定の告示(349)……………6

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(350)……………6

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(351)……………6

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(352)……………6

○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(353)……………7

○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の

辞退の告示(354)……………7

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(355)……………7

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(356)……………7

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(357)……………7

○令和6年第1回世田谷区議会臨時会案件追加の告示(358)……………7

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(359)……………7

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(360)……………7

○建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示(361)……………7

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(362)……………7

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(363)……………8

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(364)……………8

○地方自治法に基づく指定納付受託者の指定の告示(365)……………8

○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の告示(366)……………8

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(367)……………8

○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(368)……………8

○車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(369)……………8

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(370)……………8

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(371)……………8

○地方自治法に基づく地縁による団体認可の告示事項の変更の告示(372)……………9

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(373)……………9

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(374)……………9

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(375)……………9

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示(376)……………9

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(377)……………9

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(378)……………9

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(379)……………9

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(380)……………10

○道路法に基づく特別区道路線の区

世田谷区公報

域変更及び供用開始の告示(381) …… 10

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(382) …… 10

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(383) …… 10

○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(384) …… 10

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(385) …… 10

○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(386) …… 10

○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(387) …… 10

○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の告示(388) …… 10

○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(389) …… 10

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(390) …… 11

○令和6年第2回世田谷区議会定例会招集の告示(391) …… 11

公 告

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(28) …… 11

○建築基準法に基づく公聴会開催の公告(29) …… 11

○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告(30) …… 11

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(31) …… 11

訓 令 甲(教)

○学校職員服務取扱規程の一部改正(7) …… 11

告 示(選)

○公職選挙法に基づく公職候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部を訂正する告示(8) …… 11

○公職選挙法に基づく令和6年6月1日現在における選挙人名簿の登録を行う日を定める告示(9) …… 11

告 示(農)

○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(5) …… 11

条 例

次に掲げる条例を公布する。
令和6年5月21日
世田谷区長 保坂展人

世田谷区条例第28号
世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

世田谷区特別区税条例(昭和39年12月世田谷区条例第74号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「又は金銭」を削る。
第36条第1項各号列記以外の部分中「つぎの各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第2号中「または」を「又は」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。
ただし、区長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、区民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

規 則

次に掲げる規則を公布する。
令和6年5月31日
世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第59号
世田谷区公文書管理規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第60号
世田谷区立区民会館条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第61号
世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第62号
世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第63号
世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区公文書管理規則の一部を改正する規則
世田谷区公文書管理規則(令和2年3月世田谷区規則第28号)の一部を次のように改正する。
第15条第2項中「以下この条」を「次項」に改める。
別表1の項第5号中「次項から4の項まで」を「2の項」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区立区民会館条例施行規則の一部を改正する規則
世田谷区立区民会館条例施行規則(昭和57年3月世田谷区規則第4号)の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「第1号様式」の次に「その他区長が相当と認める方法」を加える。
第5条第2項中「を交付する」を「の交付その他区長が相当と認める方法によりその旨を通知する」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の世田谷区立区民会館条例施行規則の規定は、令和6年3月15日から適用する。

世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例施行規則の一部を改

正する規則
世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例施行規則(平成15年7月世田谷区規則第91号)の一部を次のように改正する。

様式を次のように改める。
様式省略
附 則
1 この規則は、令和6年6月1日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則
世田谷区児童福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。
第1条の2第2項中「)を)」及び「登録者証を)」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則
世田谷区保健所長委任規則(昭和50年4月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。
別表52の項に次の5号を加える。
(9) 都規則第27条の規定による知事に提出すべき申請書等の受理
(10) 都規則第28条第3項の規定による知事に提出すべき申請書の受理
(11) 都規則第30条第1項及び第2項の規定による知事に提出すべき申請書等の受理並びに同条第3項の規定により知事に返還される登録者証の受理
(12) 都規則第31条の規定による知事に対して行うべき届出の受理及び知事に返還される登録者証の受理
(13) 都規則第32条の規定による知事に対して行うべき届出の受理

附 則
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の世田谷区保健所長委任規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

訓 令 甲

◎世田谷区訓令甲第23号

庁	中	一	般
総	合	支	所
児	童	相	談
保	健	所	
事	業	所	

世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程(昭和40年6月世田谷区訓令甲第39号)の一部を次のように改正する。
令和6年5月1日
世田谷区長 保坂展人
別表国民健康・栄養調査員(医師)の項中「27,900円」を「28,200円」に改め、同表国民健康・栄養調査員(看護師)の項から

国民健康・栄養調査員(管理栄養士)の項までの規定中「14,469円」を「14,646円」に改める。

◎世田谷区訓令甲第24号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所
保 健 所
出 張 所
事 業 所

世田谷区職員服務規程(昭和47年5月世田谷区訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

令和6年5月31日

世田谷区長 保坂展人

第6条第1項中「それぞれの職員証によりタイムレコーダーに自ら所定」「自ら所定のタイムレコーダー等」に、「出勤等の記録を」を「これらの時刻を記録」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年6月1日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第313号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
22-D047-12
- 2 変更の区間
世田谷区上北沢一丁目842番19の内
- 3 変更の区域
延長 22.25メートル
幅員 0.65メートルから
0.68メートルまで
面積 14.68平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年5月1日

◎世田谷区告示第314号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和6年5月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第315号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和6年5月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第316号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年5月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第317号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年5月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第318号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和6年5月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 絆サービス
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区船橋一丁目14番2号グリーンハイツ2-E
- 3 事業者の名称 株式会社T Y サービス
- 4 廃止届受理年月日 令和6年4月15日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第319号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和6年5月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 子どもの生活研究所
めばえ学園
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区船橋一丁目30番9号
- 3 申請者の名称 社会福祉法人嬉泉
- 4 指定年月日 令和6年5月1日
- 5 障害児通所支援の種類 保育所等訪問支援

◎世田谷区告示第320号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
(1) 名称 東急株式会社
(2) 所在地 東京都渋谷区南平台町5番6号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定納付受託者の指定をした日
令和6年5月1日

◎世田谷区告示第321号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
(1) 名称 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
(2) 所在地 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定納付受託者の指定をした日
令和6年5月1日

◎世田谷区告示第322号

会計年度任用職員の報酬の額に関する規程(令和2年4月世田谷区告示第341号)の一部を次のように改正する。

令和6年5月1日

世田谷区長 保坂展人

本則の表戸籍相談支援専門員の項の次に次のように加える。

戸籍時間外受付嘱託員	時間額	1,205円	241円	1,446円
------------	-----	--------	------	--------

◎世田谷区告示第323号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和6年5月7日

- 世田谷区長 保坂展人
- 1 認定番号
28-1
 - 2 変更の区間

世田谷区公報

世田谷区松原三丁目874番37の内から874番36の内まで

3 変更の区域
 延長 14.23メートル
 幅員 0.22メートルから0.24メートルまで
 面積 3.29平方メートル

4 供用開始の期日
 令和6年5月7日

◎世田谷区告示第324号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
34-3
- 2 変更の区間
世田谷区下馬五丁目45番9の内
- 3 変更の区域
延長 22.14メートル
幅員 0.16メートルから0.24メートルまで
面積 4.62平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年5月7日

◎世田谷区告示第325号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区桜上水二丁目640番1の内
- 3 変更の区域
延長 19.26メートル
幅員 0.16メートルから0.21メートルまで
面積 3.56平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年5月7日

◎世田谷区告示第326号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 39-24
- 2 変更の区間

- (1) 世田谷区祖師谷三丁目505番3の内
- (2) 世田谷区祖師谷三丁目505番3の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 14.10メートル
幅員 0.07メートルから0.23メートルまで
面積 2.22平方メートル
(2) 延長 10.76メートル
幅員 0.21メートルから0.22メートルまで
面積 2.35平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年5月7日

◎世田谷区告示第327号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
12-D204-08
- 2 変更の区間
世田谷区三宿二丁目393番9の内
- 3 変更の区域
延長 9.31メートル
幅員 0.53メートル
面積 5.00平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年5月7日

◎世田谷区告示第328号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 35-32
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区北沢四丁目672番36の内から672番37まで
(2) 世田谷区北沢四丁目672番36の内から672番8の内まで
- 3 変更の区域
(1) 延長 9.45メートル
幅員 0.21メートルから0.22メートルまで
面積 3.86平方メートル
(2) 延長 8.82メートル
幅員 0.51メートルから0.64メートルまで
面積 5.12平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年5月8日

◎世田谷区告示第329号

令和6年第1回世田谷区議会臨時会を下記により招集する。

令和6年5月8日

世田谷区長 保坂展人
記

- 1 招集する年月日
令和6年5月13日(月)午後1時
- 2 招集する場所
世田谷区議会議場
- 3 案件
(1) 議案

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例
 世田谷区立太子堂中学校温水プール改修機械設備工事(令和6年度)請負契約
 補助第216号線4号橋整備工事(下部工)請負契約
 松原橋補修工事委託契約

(2) 専決

専決処分の承認
 (世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例)
 専決処分の承認
 (アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例)

(3) 報告

令和6年1月分例月出納検査の結果について
 令和6年2月分例月出納検査の結果について
 令和5年度財政援助団体等監査の結果について
 令和5年度工事監査の結果について

- (4) 議会運営委員の選任
- (5) 請願の処理
- (6) 請願の付託

◎世田谷区告示第330号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和6年5月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定取消番号
第2931号
- 2 指定取消年月日
令和6年5月8日
- 3 指定取消の位置
世田谷区成城九丁目1560番19及び1560番29
- 4 道路の幅員
4.00メートル
- 5 道路の延長
23.30メートル
- 6 申請者氏名
音田 和広

◎世田谷区告示第331号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月10日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区三宿一丁目107番9の内
- 3 変更の区域
延長 10.21メートル
幅員 0.56メートルから
0.69メートルまで
面積 6.34平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年5月10日

◎世田谷区告示第332号
世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和6年5月10日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第333号
世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和6年5月10日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第334号
世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和6年5月10日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第335号
区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和6年5月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月10日
世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
34-Z032
- 2 区間
世田谷区等々力七丁目49番地先無番から49番地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和6年5月10日

◎世田谷区告示第336号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月10日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区若林五丁目375番2の内
- 3 変更の区域
延長 10.31メートル
幅員 0.34メートルから
0.48メートルまで
面積 4.30平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年5月10日

◎世田谷区告示第337号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月10日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区奥沢二丁目423番1の内
- 3 変更の区域
延長 13.23メートル
幅員 0.63メートル
面積 8.43平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年5月10日

◎世田谷区告示第338号
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月10日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
23-G064
- 2 変更の区間
世田谷区桜丘一丁目2608番10の内
- 3 変更の区域
延長 7.27メートル
幅員 1.08メートルから
1.09メートルまで
面積 7.93平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年5月10日

◎世田谷区告示第339号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月13日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区大原二丁目1261番17の内
- 3 変更の区域
延長 6.79メートル
幅員 1.14メートルから
1.17メートルまで
面積 7.89平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年5月13日

◎世田谷区告示第340号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月13日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区太子堂二丁目344番27の内
- 3 変更の区域
延長 16.26メートル
幅員 0.39メートルから
0.64メートルまで
面積 8.99平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年5月13日

◎世田谷区告示第341号
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月13日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
12-D366-07
- 2 変更の区間
世田谷区太子堂二丁目344番27の内
- 3 変更の区域
延長 8.96メートル
幅員 0.55メートルから
0.72メートルまで
面積 5.69平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年5月13日

◎世田谷区告示第342号
世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

<p>令和6年5月13日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第343号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年5月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年5月14日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区代田二丁目635番93の内から635番361の内まで 3 変更の区域 延長 17.87メートル 幅員 0.34メートルから 0.36メートルまで 面積 6.41平方メートル 4 供用開始の期日 令和6年5月14日 	<p>令和6年5月14日</p> <p>◎世田谷区告示第346号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年5月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年5月14日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号 48-43 2 変更の区間 世田谷区北烏山八丁目2182番48 3 変更の区域 延長 12.44メートル 幅員 0.96メートルから 1.00メートルまで 面積 12.25平方メートル 4 供用開始の期日 令和6年5月14日 	<p>◎世田谷区告示第349号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したため、同条第2項の規定により告示する。 令和6年5月14日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定納付受託者の名称及び所在地 (1) 名称 ぴあ株式会社 (2) 所在地 東京都渋谷区東一丁目2番20号 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等 チケット料金（雑入） 3 指定納付受託者の指定をした日 令和6年5月14日
<p>◎世田谷区告示第344号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年5月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年5月14日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号 57-1 2 変更の区間 世田谷区三軒茶屋二丁目177番21 3 変更の区域 延長 17.40メートル 幅員 0.13メートルから 0.14メートルまで 面積 2.37平方メートル 4 供用開始の期日 令和6年5月14日 	<p>◎世田谷区告示第347号 世田谷区立世田谷区民会館オープニングイベントにおけるチケット料金の収納の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したため同条第2項の規定により告示する。 令和6年5月14日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託を受けた者 (1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団 (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号 2 委託した歳入等 チケット料金（雑入） 3 委託した日 令和6年5月14日 4 委託期間 令和6年5月15日から令和7年3月31日まで 	<p>◎世田谷区告示第350号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年5月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年5月15日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号 36-5 2 変更の区間 世田谷区弦巻二丁目106番26の内 3 変更の区域 延長 4.91メートル 幅員 0.19メートルから 0.29メートルまで 面積 1.19平方メートル 4 供用開始の期日 令和6年5月15日
<p>◎世田谷区告示第345号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年5月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年5月14日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区池尻三丁目239番31の内 3 変更の区域 延長 9.56メートル 幅員 0.74メートルから 0.76メートルまで 面積 7.23平方メートル 4 供用開始の期日 	<p>◎世田谷区告示第348号 世田谷区立世田谷区民会館オープニングイベントにおけるチケット料金の収納の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したため同条第2項の規定により告示する。 令和6年5月14日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託を受けた者 (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社 (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号 2 委託した歳入等 チケット料金（雑入） 3 委託した日 令和6年5月14日 4 委託期間 令和6年5月15日から令和7年3月31日まで 	<p>◎世田谷区告示第351号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年5月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年5月15日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号 44-27 2 変更の区間 世田谷区上祖師谷二丁目292番5 3 変更の区域 延長 10.88メートル 幅員 1.00メートル 面積 10.90平方メートル 4 供用開始の期日 令和6年5月15日
		<p>◎世田谷区告示第352号 介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したため、同法第85条第1号の規定により告示する。 令和6年5月15日 世田谷区長 保坂展人</p>

<p>1 事業所の名称 いちから居宅介護支援事業所祖師谷</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区砧五丁目17番21号アレンデール102</p> <p>3 事業者の名称 有限会社スズコンタクトレンズ</p> <p>4 指定年月日 令和6年6月1日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p>	<p>この関係図面は、令和6年5月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年5月17日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>延長 65.63メートル</p> <p>幅員 1.00メートル</p> <p>面積 69.15平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年5月20日</p>
<p>◎世田谷区告示第353号</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。</p> <p>令和6年5月15日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 ひばりデイサービス千歳烏山</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区北烏山三丁目14番19号</p> <p>3 事業者の名称 シマダリビングパートナーズ株式会社</p> <p>4 指定年月日 令和6年6月1日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>	<p>1 指定番号 31-D162-12</p> <p>2 変更の区間 世田谷区桜新町一丁目433番8の内</p> <p>3 変更の区域 延長 14.56メートル 幅員 0.18メートル 面積 2.66平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年5月17日</p>	<p>◎世田谷区告示第360号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和6年5月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年5月20日 世田谷区長 保坂展人</p>
<p>◎世田谷区告示第354号</p> <p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。</p> <p>令和6年5月16日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p>◎世田谷区告示第357号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和6年5月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年5月17日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区等々力五丁目15番3の内から15番4の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 16.22メートル 幅員 0.18メートル 面積 2.94平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年5月17日</p>	<p>1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1 (3) 28-1</p> <p>2 変更の区間 (1) 世田谷区南烏山四丁目381番14 (2) 世田谷区南烏山四丁目381番15 (3) 世田谷区南烏山四丁目381番1地先無番</p> <p>3 変更の区域 (1) 延長 33.50メートル 幅員 0.51メートルから1.50メートルまで 面積 48.72平方メートル (2) 延長 25.20メートル 幅員 0.00メートルから0.52メートルまで 面積 6.41平方メートル (3) 延長 1.25メートル 幅員 0.00メートルから0.03メートルまで 面積 0.02平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年5月20日</p>
<p>◎世田谷区告示第355号</p> <p>世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。</p> <p>この関係図面は、令和6年5月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年5月17日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 42-G069-1</p> <p>2 一部を廃止する起終点 (旧) 世田谷区上祖師谷二丁目424番10地先無番から424番2地先無番まで (新) 世田谷区上祖師谷二丁目424番17の内</p> <p>3 廃止の期日 令和6年5月17日</p>	<p>◎世田谷区告示第358号</p> <p>令和6年5月13日招集の令和6年第1回世田谷区議会臨時会の案件を、下記のとおり追加する。</p> <p>令和6年5月17日 世田谷区長 保坂展人 記</p> <p>案 件</p> <p>1 同意 世田谷区教育委員会教育長任命の同意</p>	<p>◎世田谷区告示第361号</p> <p>建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり道路の指定の変更をした。</p> <p>なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。</p> <p>令和6年5月20日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定変更番号 第2929号</p> <p>2 指定変更年月日 令和6年5月17日</p> <p>3 指定変更の位置 世田谷区太子堂二丁目384番1の一部、384番9の一部及び384番16の一部</p> <p>4 道路の幅員 6.00メートル</p> <p>5 指定変更後の道路の延長 11.55メートル</p> <p>6 申請者氏名 山本 一夫</p>
<p>◎世田谷区告示第356号</p> <p>世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。</p>	<p>◎世田谷区告示第359号</p> <p>世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和6年5月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年5月20日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 42-G074</p> <p>2 変更の区間 世田谷区上祖師谷二丁目276番2</p> <p>3 変更の区域</p>	<p>◎世田谷区告示第362号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p>

世田谷区公報

この関係図面は、令和6年5月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月20日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区経堂一丁目51番5の内から51番14の内まで
- 3 変更の区域
延長 9.05メートル
幅員 0.17メートルから0.20メートルまで
面積 1.70平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年5月20日

◎世田谷区告示第363号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月20日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
23-D152-08
- 2 変更の区間
世田谷区経堂一丁目51番5の内
- 3 変更の区域
延長 9.80メートル
幅員 0.26メートルから0.31メートルまで
面積 2.82平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年5月20日

◎世田谷区告示第364号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月20日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
12-G044
- 2 変更の区間
世田谷区太子堂二丁目360番25
- 3 変更の区域
延長 45.57メートル
幅員 0.14メートルから1.60メートルまで
面積 36.81平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年5月20日

◎世田谷区告示第365号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第231

条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月20日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
(1) 名称 GMOペイメントゲートウェイ株式会社
(2) 所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号渋谷フクラス
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
区民交通傷害保険料（保管金）
- 3 指定納付受託者の指定をした日
令和6年5月1日

◎世田谷区告示第366号
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示する。

令和6年5月20日
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
渋谷区総合ケアコミュニティ・せせらぎ高齢者在宅サービスセンター
- 2 事業所の所在地
東京都渋谷区西原一丁目40番10号
- 3 事業者の名称
社会福祉法人奉優会
- 4 指定年月日
令和6年4月1日
- 5 サービスの種類
認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

◎世田谷区告示第367号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月21日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区祖師谷五丁目583番51の内
- 3 変更の区域
延長 8.67メートル
幅員 0.03メートルから0.17メートルまで
面積 0.87平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年5月21日

◎世田谷区告示第368号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月21日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 供用開始の区間
世田谷区野沢二丁目71番14
- 3 供用開始の区域
延長 3.72メートル
幅員 2.13メートルから2.19メートルまで
面積 8.04平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年5月21日

◎世田谷区告示第369号
車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和6年5月21日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月21日
世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名
特別区道
- 2 指定区間
世田谷区赤堤四丁目11番先から世田谷区赤堤四丁目12番先まで
- 3 指定年月日
令和6年5月21日

◎世田谷区告示第370号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月22日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区赤堤一丁目154番18の内
- 3 変更の区域
延長 7.92メートル
幅員 0.23メートルから0.25メートルまで
面積 1.99平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年5月22日

◎世田谷区告示第371号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月22日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区北烏山六丁目1679番1の内

3 変更の区域
延長 29.90メートル
幅員 0.03メートルから
0.06メートルまで
面積 1.41平方メートル

4 供用開始の期日
令和6年5月22日

◎世田谷区告示第372号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき地縁による団体認可の告示をしたが、その告示事項に変更があった旨の届出があったので、同項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第6号の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月22日
世田谷区長 保坂展人

1 名称
尾山台クラブ

2 区域
世田谷区等々力一丁目11番から12番までの一部、13番から14番まで、15番の一部、27番の一部、28番及び29番から30番までの一部並びに世田谷区尾山台二丁目4番の一部、5番から7番まで、15番の一部、16番から18番まで、19番の一部及び31番から32番までの一部

3 主たる事務所
東京都世田谷区等々力一丁目11番13号

4 代表者の氏名及び住所
早川 徹
東京都世田谷区等々力一丁目11番13号

5 変更があった事項及びその内容
代表者の氏名及び住所
井上 徹
東京都世田谷区等々力一丁目12番5号

◎世田谷区告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月24日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区豪徳寺一丁目1883番17地先無番

3 変更の区域
延長 4.19メートル
幅員 2.56メートルから
2.66メートルまで

面積 11.19平方メートル

4 供用開始の期日
令和6年5月24日

◎世田谷区告示第374号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和6年5月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月24日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
21-G002

2 一部を廃止する起終点
（旧）世田谷区赤堤二丁目1133番5地先無番から1134番19地先無番まで
（新）世田谷区赤堤二丁目1133番5地先無番から1134番19地先無番まで

3 廃止の期日
令和6年5月24日

◎世田谷区告示375号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和6年5月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月24日
世田谷区長 保坂展人

1 番号
21-Z113

2 区間
世田谷区豪徳寺一丁目1883番18地先無番から1883番17地先無番まで

3 廃止の期日
令和6年5月24日

◎世田谷区告示376号

区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和6年5月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月24日
世田谷区長 保坂展人

1 番号
21-Z115

2 区間
世田谷区豪徳寺一丁目1883番18地先無番から1883番5地先無番まで

3 用途
区管理水路

◎世田谷区告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月24日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区東玉川一丁目55番3の内

3 変更の区域
延長 9.44メートル
幅員 0.36メートル
面積 3.49平方メートル

4 供用開始の期日
令和6年5月24日

◎世田谷区告示第378号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月27日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1

2 変更の区間
(1) 世田谷区奥沢一丁目130番5の内から130番7の内まで
(2) 世田谷区奥沢一丁目128番6の内

3 変更の区域
(1) 延長 3.00メートル
幅員 0.25メートルから
0.26メートルまで
面積 0.77平方メートル
(2) 延長 1.77メートル
幅員 0.34メートル
面積 0.60平方メートル

4 供用開始の期日
令和6年5月27日

◎世田谷区告示第379号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月27日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区宇奈根三丁目35番36から35番35まで

3 変更の区域
延長 66.05メートル
幅員 1.14メートルから
1.26メートルまで
面積 83.29平方メートル

4 供用開始の期日
令和6年5月27日

◎世田谷区告示第380号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
44-1
- 2 変更の区間
世田谷区若林三丁目227番13の内
- 3 変更の区域
延長 2.00メートル
幅員 0.15メートルから
0.17メートルまで
面積 0.32平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年5月27日

◎世田谷区告示第381号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
43-21
- 2 変更の区間
世田谷区成城九丁目1255番20
- 3 変更の区域
延長 14.21メートル
幅員 0.98メートルから
0.99メートルまで
面積 14.52平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年5月27日

◎世田谷区告示第382号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
58-6
- 2 変更の区間
世田谷区若林二丁目567番23
- 3 変更の区域
延長 4.74メートル
幅員 0.17メートル
面積 0.85平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年5月27日

◎世田谷区告示第383号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区南烏山四丁目615番14の内から615番8の内まで
(2) 世田谷区南烏山四丁目615番14の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 15.32メートル
幅員 0.52メートルから
0.66メートルまで
面積 9.19平方メートル
(2) 面積 1.83平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年5月27日

◎世田谷区告示第384号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和6年5月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
美スマイル成城店
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区成城九丁目30番12号東高成城ベアシティ三船107号
- 3 事業者の名称
株式会社サンスマイル
- 4 廃止届受理年月日
令和6年5月15日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第385号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
57-1
- 2 変更の区間
世田谷区三軒茶屋二丁目180番1の内
- 3 変更の区域
延長 15.44メートル
幅員 0.16メートルから
0.18メートルまで
面積 2.66平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年5月28日

◎世田谷区告示第386号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和6年5月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
デイサービスのどか
- 2 事業所の所在地
茨城県取手市戸頭1502-6
- 3 事業者の名称
ケアプロジェクト株式会社
- 4 廃止届受理年月日
令和6年5月21日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第387号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和6年5月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
エーゼット長原
- 2 事業所の所在地
東京都大田区上池台一丁目10番4号長原イーストビル
- 3 事業者の名称
エーゼットセンター株式会社
- 4 指定年月日
令和6年5月16日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第388号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示する。

令和6年5月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
調布市入間町地域密着型認知症デイサービスぷちぼあん
- 2 事業所の所在地
東京都調布市入間町三丁目22番地5
- 3 事業者の名称
調布市
- 4 指定年月日
令和6年4月15日
- 5 サービスの種類
認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

◎世田谷区告示第389号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和6年5月30日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第390号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年5月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 12-3
2 変更の区間 世田谷区梅丘一丁目1451番27から1451番26まで
3 変更の区域 面積 16.45平方メートル
4 供用開始の期日 令和6年5月31日

◎世田谷区告示第391号

令和6年2回世田谷区議会定例会を下記により招集する。

令和6年5月31日

世田谷区長 保坂展人 記

- 1 招集する年月日 令和6年6月10日(月)午後1時
2 招集する場所 世田谷区議会議場

公 告

◎世田谷区公告第28号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年5月14日

世田谷区長 保坂展人

Table with 2 columns: 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 2 許可を受けた者の住所及び氏名. Includes address: 東京都世田谷区桜丘二丁目2963番1...

◎世田谷区公告第29号

公開による意見の聴取の開催について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第1項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第15項の規定に基づき次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

利害関係のある方は、この公聴会において意見を述べることができます。なお、意見のある方で、当日に出席できない方は、公聴会前日までに都市整備政策部建築調整課へ意見の要旨を提出してください。

令和6年5月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 公聴会を行う日時 令和6年5月22日(水曜日)午前10時00分から
2 公聴会を行う場所 東京都世田谷区奥沢三丁目31番6号 世田谷区立奥沢区民センター本館会議室
3 公聴会を行う理由 別紙の建築許可をするため 別紙省略

◎世田谷区公告第30号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和6年5月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類 東京都市計画緑地第64号成城みつ池緑地
2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 世田谷区成城四丁目地内
3 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区みどり33推進担当部公園整備利活用推進課並びに世田谷区世田谷総合支所街づくり課、世田谷区北沢総合支所街づくり課、世田谷区玉川総合支所街づくり課、世田谷区砧総合支所街づくり課及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
4 縦覧期間 令和6年5月21日から同年6月4日まで
5 意見書の提出先 世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第31号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年5月22日

世田谷区長 保坂展人

Table with 2 columns: 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 2 許可を受けた者の住所及び氏名. Includes address: 東京都世田谷区岡本一丁目1209番2...

訓 令 甲 (教)

◎世田谷区教育委員会訓令甲第7号

世田谷区立幼稚園
世田谷区立小学校
世田谷区立中学校
世田谷区立学校給食調理場
学校職員服務取扱規程(平成12年3月世田谷区教育委員会訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

令和6年5月31日

世田谷区教育委員会

第7条第1項中「それぞれの職員カードによりタイムレコーダーに自ら所定」を「自ら所定のタイムレコーダー等」に、「記録を」を「これらの時刻を記録」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年6月1日から施行する。

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第8号

令和5年11月21日付け世田谷区選挙管理委員会告示第36号にて告示した令和5年4月23日執行世田谷区議会議員選挙候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

令和6年5月9日

世田谷区選挙管理委員会

以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により令和6年6月1日現在における選挙人名簿の登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第1項の規定により告示する。

令和6年5月14日

世田谷区選挙管理委員会

登録を行う日 令和6年6月3日

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第5号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第10回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和6年5月23日

世田谷区農業委員会会長

六戸幸男

- 1 開催日時 令和6年5月30日(木) 午後3時00分
2 開催場所 三軒茶屋分庁舎3階教室
3 審議事項 (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について (3) 第3号議案 その他の事項について